

特定非営利活動法人大阪北港ヨットクラブ定款

(2026年度版)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪北港ヨットクラブという。

英文表示は OSAKA HOKKO YACHT CLUB、略称を OHYC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市此花区常吉2丁目13番18号に置く。

(目的)

第3条 この法人は国内外のクラブとの交流を行い、ヨットを通じてのボランティア活動による健全な海洋スポーツの発展に資することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表のうち学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民に海に親しむ機会を提供する為の事業
- ② セーリングを通じた文化、国際交流の為の事業
- ③ 海上の安全を図るための事業
- ④ その他、この法人の目的に合致する事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の事業に積極的に参加の意志を有する者で、理事会で承認され、且つ、入会金、会費を納入した者。
選挙権・被選挙権及び議決権を有し、この法人の特定非営利活動促進法上の社員とする。
- (2) クルー会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の事業に積極的に参加の意志を有する者で、正会員が所有する艇のメンバーまたは主宰するチームのメンバーであり、当該正会員1名の推薦を得て、理事会で承認され、且つ入会金、会費を納入した者。但し、選挙権・被選挙権及び議決権を有さない。
- (3) 家族会員 この法人の趣旨に賛同し、正会員の一親等以内の親族で、当正会員の推薦を得て、理事会で承認され、且つ会費を納入した者。但し、選挙権・被選挙権及び議決権を有さない。
- (4) 遠距離会員 この法人の趣旨に賛同し、正会員2名の推薦を得て、理事会で住居が地理的に遠距離と承認され、且つ会費を納入した者。但し、選挙権・被選挙権及び議決権を有さない。
- (5) 海外会員 この法人の趣旨に賛同し、日本国以外の国に住居があり、正会員2名の推薦を得て、理事会で承認され、且つ会費を納入した者。但し、選挙権・被選挙権及び議決権を有さない。
- (6) 名誉会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の発展や運営に多大の貢献があり、理事会より推薦され、総会の議決により承認された者。入会金、会費の納入は免除する。但し、選挙権・被選挙権及び議決権を有さない。

(会員の入会及び種別の変更)

第7条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、原則、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人に通知するものとする。

- 2 前条に定める会員で、会員種別を変更しようとする者は、その理由を付した書面を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員種別の変更は、理事会で承認され、且つ入会金と年会費の現在の種別における未納額、及び新たな種別と現種別との各差額を納入した時点で効力を発するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は、総会において定めるものとする。

- 2 会員は、会費を定期総会において納入するものとする。
- 3 入会金は、入会が承認された時、速やかに納入するものとする。
- 4 前条第3項については、変更が承認された時、速やかに納入するものとする。
- 5 なお、事業年度途中での入会・種別変更であっても、入会金や会費の減免は行わない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡したとき。
 - (2)会費を2年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席正会員数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 10人から30人
- (2)監事 2人から3人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長、副会長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又は職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序

によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。但し、重任、再任を妨げない。

尚、会長の任期は連続して3期を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を、理事会の承認を得て、弁償することができる。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、定期総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の概要及びその結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めるとき。
- (2)理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的を記載した書面によって、開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長が務める。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄附金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第35条 資産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する

場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項により決定した収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には管理責任者を置く。

3 事務局の管理責任者は会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において出席正会員数の2分の1以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決した

ものに帰属させるものとする。

第9章 雑則

(公告)

第48条 この法人の公告は官報により行う。但し、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(その他)

第50条 この定款に定めなきこと、又はこの定款の解釈に疑義が生じた場合は、理事会によりこれを決す。

附則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の成立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
尚、この法人の設立時に大阪北港ヨットクラブの会員である者に付いては入会金を免除する。

(1)正会員 入会金 20000円 年会費 12000円

(2)名誉会員 入会金、年会費共になし

(3)家族、遠距離、海外会員 入会金なし、年会費 6000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成15年1月31日までとする。

(1)会長 氏名 寺尾俊明

(2)副会長 氏名 中村勇人 藤本増夫

(3)理事 氏名 高田 宏 中来田宗克 三原敏博 樋口慎次 安東正篤
秋津一郎 池田四郎 西岡俊和 中川光子 安藤雅巳

(4)監事 氏名 岡 松平 圓野正弘 稲森久彦

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年12月31日までとする。